

北杜市社会福祉協議会福祉用具貸し出し要綱

(目的)

第1条 北杜市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が所有する福祉用具を貸し出しすることにより、地域の福祉活動や福祉教育の支援、又在宅介護における利用者の日常生活の便宜及びその介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、北杜市社会福祉協議会とする。

(利用対象者)

第3条 福祉用具の貸し出しを利用できる者(以下「利用者」という。)は、北杜市内に在住している者とする。

(利用申請)

第4条 福祉用具の貸し出しを希望する者又はその家族は、利用申請書(第1号様式)を本会会長に提出しなければならない。

2 利用申請書は、利用希望日の2週間前までに社協各支所又は本所に提出するものとする。

3 利用者が介護保険制度を利用し、その福祉用具貸与が制度内で対応できる場合は介護保険を優先する。ただし、一時的に福祉用具が必要になった場合はこの限りではない。

(貸し出し期間)

第5条 福祉用具の貸し出し期間は原則として1ヶ月以内とする。

2 利用者が長期入院・入所になったときは、直ちに返却するものとする。

(利用料)

第6条 福祉用具の利用料は無料とする。

(福祉用具)

第7条 ここでいう福祉用具とは、別紙一覧表のとおりとする。

(返却及び賠償)

第8条 福祉用具を返却するときは、清掃・消毒及び点検整備をして返却するものとし、その係る費用は利用者の負担とする。

2 使用中破損、汚損、紛失があったときは利用者がその実費を負担する。

3 貸出し期間中の事故やケガについて本会では一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

(別紙)第7条関係

貸出福祉用具 一覧表

貸出福祉用具

在宅介護用品等

車椅子

平成31年4月1日現在